

各種大会等における消毒液・飲料水の  
取扱いに関する留意事項

山梨県教育委員会

令和4年8月

## 《 目 次 》

|   |                              |      |
|---|------------------------------|------|
| 1 | はじめに                         | P 1  |
| 2 | 本書における用語の定義                  | P 1  |
| 3 | 場面毎の留意事項及びチェックリスト            |      |
|   | (1) 大会開催の場面                  |      |
|   | ア 大会前                        | P 2  |
|   | 大会前チェックリスト                   | P 3  |
|   | イ 大会当日                       | P 4  |
|   | 大会当日チェックリスト                  | P 5  |
|   | (2) 学校生活の場面                  | P 6  |
|   | 学校生活の場面チェックリスト               | P 7  |
|   | (3) 学校における部活動の場面             | P 8  |
|   | 学校における部活動の場面チェックリスト          | P 9  |
|   | 〈参考資料〉                       | P 10 |
|   | ○消毒用アルコールの安全な取扱いについて (消防庁)   |      |
|   | ○新型コロナ関連消費者の方々へのメッセージ (消費者庁) |      |

## 1 はじめに

- 令和4年5月7日（土）、山梨県教育委員会及び山梨県高等学校体育連盟が主催した第74回山梨県高等学校総合体育大会春季大会において、陸上競技女子5,000メートル競歩の競技中、給水所において飲料水を提供すべきところ、消毒液が入ったコップが混入し、これを口にした3名の選手のうち1名が体調不良を起こしたという事案が発生した。
- このことを受け、山梨県教育委員会は、本事案が発生した経緯を検証し再発防止策を検討するため、山梨県附属機関の設置に関する条例に基づき、令和4年5月26日に「山梨県高校総合体育大会における消毒液誤提供に関する検証委員会」を設置した。
- 検証委員会は、スポーツ分野の学識経験者、弁護士、教育現場の衛生管理に豊富な経験を持つ薬剤師で構成され、令和4年5月26日から同年7月31日までを委員の任期とした。
- 事案の検証にあたっては、大会関係者に対し5回にわたり、ヒアリングやメール等による調査を実施し、延べ約280名から回答を得る中で令和4年5月31日から7月29日までの間4回にわたり検証委員会を開催し審議を重ねた。
- 検証委員会においては、聴き取り調査から得られた事実関係を整理し課題・問題点を明らかにした上で、本事案については、いくつものヒューマンエラーが重なったことにより発生したものと考えられると結論付け、今後の再発防止と安全性の高い競技大会運営を実現するための提言がまとめられた。
- 県教育委員会においては、二度とこのような事案が発生しないよう提言を踏まえた本書を策定し、山梨県高等学校体育連盟関係者にとどまらず一般財団法人山梨陸上競技協会をはじめとした各種競技団体や学校等に広く周知することとした。
- 各種競技団体等におかれては、本書の内容を踏まえた大会運営等を実現するため、各種競技団体等の実情に応じて速やかに御対応くださるようお願いする。

## 2 本書における用語の定義

- ・「飲料水」：ペットボトルのミネラルウォーター、水道水及びスポーツドリンク等人が飲用するものをいう。
- ・「消毒液」：感染症対策に用いられる医療用医薬品、第三類医薬品、医薬部外品、指定医薬部外品等の消毒液をいう。
- ・「各種大会」：山梨県小中学校体育連盟、山梨県高等学校体育連盟、山梨県競技団体等が主催する大会をいう。

### 3 場面毎の留意事項及びチェックリスト

#### (1) 大会開催の場面

各項目におけるチェックリストについて、各競技団体等の実情を踏まえ各団体が策定した新型コロナウイルス感染拡大防止に係るガイドライン等に追記するなど対応をお願いします。

#### ア 大会前

##### **(ア) 消毒液の取扱いについて**

医薬品と同等の効能効果を期待する消毒液は、元の容器から別の容器に移し替えることが不適切であることなど、消毒液の取扱方法について、事前に医療関係者（特に薬剤師）など専門家の指導・助言を受け、大会運営役員の共通理解を図る。

⇒P 3 大会前チェックリスト (ア) ①～③ 参照

##### **(イ) 飲料水の取扱いについて**

飲料水を購入し保管する場合には、消毒液とは別の場所にするなど、安全・衛生面の徹底を図りながら取り扱うことについて、大会運営役員の共通理解を図る。

⇒P 3 大会前チェックリスト (イ) ①② 参照

##### **(ウ) 競技中の給水について**

該当項目なし

##### **(エ) 競技役員について**

安全な大会運営に向け、必要な競技役員数を確保するとともに、各担当の責任者を明確にし、大会運営役員に対してその周知を図る。

⇒P 3 大会前チェックリスト (エ) ①～③ 参照

##### **(オ) 業務改善の推進について**

事故発生時における系統的な事故対応マニュアル等を作成し、大会運営役員に対して周知し、共通理解を図る。

また、事前に各担当責任者が各種大会における相互の業務内容を把握しておく。

⇒P 3 大会前チェックリスト (オ) ①～③ 参照

## 大会前チェックリスト

| NO  |              | 留意事項  | チェック                     |
|-----|--------------|---|--------------------------|
| (ア) | ①            | 大会主催者は、大会運営役員に対し事前に消毒液の取扱いに関する取組を実施する。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ②            | 消毒液を保管する場合は、保管場所が煩雑にならないよう整理整頓を行い、大会当日まで責任者が責任を持って管理する。   | <input type="checkbox"/> |
|     | ③            | 消毒液のうち、医療用医薬品は原則、分注することは不可であるため、当該消毒液の取扱説明書等を確認する。（やむを得ず分注する場合は、消毒液の名称やロット番号、製造番号等の情報を容器に明記する。） | <input type="checkbox"/> |
| (イ) | ①            | 飲料水を購入する場合は、担当責任者（または責任者が指示する者）が購入し、適切な場所に保管する。   | <input type="checkbox"/> |
|     | ②            | 飲料水を保管する場合は、消毒液等とは別の場所にして安全性を確保する。  | <input type="checkbox"/> |
| (ウ) | <del> </del> |   |                          |
| (エ) | ①            | 安全な大会運営に向け必要な競技役員数を確保する。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ②            | 消毒液の取扱責任者を明確にする。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ③            | 飲料水を取り扱う場合は、取扱責任者を明確にする。  | <input type="checkbox"/> |
| (オ) | ①            | 大会における事故等に適切に対応するため、事故対応マニュアル等の作成・見直しを行う。   | <input type="checkbox"/> |
|     | ②            | 安全に大会が運営できるよう、事前に業務分掌表等を大会運営役員に配付する。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ③            | 不慮の事故等に対応するため、人員配置などの対応策について事前に検討する。  | <input type="checkbox"/> |

## イ 大会当日

### (ア) 消毒液の取扱いについて

消毒液の取扱いなど事前に実施した取組の内容を踏まえ、打合せ会等において大会運営役員同士で再確認する。

また、大会会場においては、事務用品など多くの大会用具が搬入されることから、消毒液の保管場所が煩雑にならないよう注意喚起する。

⇒P5 大会当日チェックリスト (ア) ①～④ 参照

### (イ) 飲料水の取扱いについて

飲料水を取り扱う場合は、選手等が口にするものであるという意識を持ち、細心の注意を払う。

また、飲料水を保管する場合には、消毒液等とは別の場所にするなど安全性を確保する。

⇒P5 大会当日チェックリスト (イ) ①② 参照

### (ウ) 競技中の給水について

競技中の飲料水等の準備については、ほぼ全ての競技において参加チームの責任により行われていることから、大会主催者においては、購入・保管など安全性の確保について、参加チームの責任者等に注意喚起を行う。

なお、競技の特性により給水所等を開設し飲料水を提供する場合は、試飲などの二重チェックをするなど細心の注意を払う。

⇒P5 大会当日チェックリスト (ウ) ①～③ 参照

### (エ) 競技役員について

安全な大会を運営にするため、大会運営役員の参加状況を把握するとともに、欠員が生じた場合は、業務分掌表等における業務内容を必要に応じ変更することが考えられる。

また、変更に伴う業務確認の際は、各担当の責任者が責任を持って行う。

更に、消毒液や飲料水を取り扱う場合には、取扱責任者を明確にする。

⇒P5 大会当日チェックリスト (エ) ①② 参照

### (オ) 業務改善の推進について

安全で有意義な大会が開催できるよう、事故対応マニュアル等の内容を確認するとともに、各担当業務を改めて理解する。

また、不測の事態に備え、各担当同士が相互に連携を図る。

⇒P5 大会当日チェックリスト (オ) ①～③ 参照

## 大会当日チェックリスト

| NO  | 留意事項  | チェック                     |
|-----|---|--------------------------|
| (ア) | ① 消毒液の取扱いについて、打合せ会等において確認する。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ② 一目で消毒液であると分かるよう、容器の表記が工夫されている。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ③ 消毒液の保管場所が、整理整頓されている。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ④ 消毒液のうち、医療用医薬品は原則、分注することは不可であるため、当該消毒液の取扱説明書等を確認する。(やむを得ず分注する場合は、消毒液の名称やロット番号、製造番号等の情報を容器に明記する。) | <input type="checkbox"/> |
| (イ) | ① 飲料水を保管する際は、保管方法や保管場所などについて、大会運営役員が把握する。   | <input type="checkbox"/> |
|     | ② 飲料水は、消毒液とは別の場所に保管されている。   | <input type="checkbox"/> |
| (ウ) | ① 参加チームが準備する飲料水の保管など安全性の確保について、参加チームの責任者等に注意喚起を行う。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ② 選手等に飲料水を提供する場合は、二重チェックをするなど細心の注意を払う。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ③ 競技の特性により給水所等を開設する場合は、設定どおりの時間に間に合うように必要な人員を確保している。  | <input type="checkbox"/> |
| (エ) | ① 大会運営役員の参加状況を確認し、欠員が生じた場合は業務内容を変更するなど速やかに対応する。   | <input type="checkbox"/> |
|     | ② 消毒液や飲料水を取り扱う場合には、取扱責任者を確認する。  | <input type="checkbox"/> |
| (オ) | ① 大会運営役員に事故対応マニュアル等の内容について、周知を図る。   | <input type="checkbox"/> |
|     | ② 業務分担表等を確認する。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ③ 担当の役割を的確に遂行するとともに、状況に応じて相互に連携を図ることを確認する。  | <input type="checkbox"/> |

## (2) 学校生活の場面

学校では、授業や学校行事など様々な場面において消毒液や飲料水を取り扱うことが考えられることから、教職員に周知する機会を設け、次のことを参考に各校の実情に応じて共通理解を深められるよう努めてください。

### **(ア) 消毒液の取扱いについて**

医薬品と同等の効能効果を期待する消毒液は、元の容器から別の容器に移し替えることが不適切であることや、やむを得ず別の容器に移し替える場合の保管方法などについて、養護教諭から教職員に指導・助言を行う機会を設けるなど教職員の共通理解を図る。

⇒P7 学校生活の場面チェックリスト (ア) ①～⑤ 参照

### **(イ) 飲料水の取扱いについて**

飲料水を購入し保管する場合には、消毒液とは別の場所にするなど安全・衛生の意識を高く持つ。

⇒P7 学校生活の場面チェックリスト (イ) ①② 参照

### **(ウ) 授業中等の給水について**

授業中等の給水においては、生徒等が自宅から飲料水を準備したり、店頭で購入したりすることから、購入・保管など安全性の確保について、折に触れて指導する。

⇒P7 学校生活の場面チェックリスト (ウ) ① 参照

### **(エ) 競技役員について**

該当項目なし

### **(オ) 業務改善の推進について**

新たな消毒液を購入した場合は、消毒液取扱責任者が当該消毒液の取扱いなどについて、教職員に対し周知する。

⇒P7 学校生活の場面チェックリスト (オ) ① 参照



### 学校生活の場面チェックリスト

| NO  | 留意事項  | チェック                     |
|-----|---|--------------------------|
| (ア) | ① 管理職等は、教職員に対し消毒液の取扱いに関する取組を実施する。   | <input type="checkbox"/> |
|     | ② 一目で消毒液であると分かるよう、容器の表記が工夫されている。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ③ 消毒液の保管場所は、飲料水とは別の場所にする。   | <input type="checkbox"/> |
|     | ④ 消毒液の保管場所が、整理整頓されている。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ⑤ 消毒液は、医療用医薬品など様々な分類があることを踏まえ、当該消毒液の取扱説明書等を確認する。(やむを得ず分注する場合は、消毒液の名称やロット番号、製造番号等の情報を容器に明記する。) | <input type="checkbox"/> |
| (イ) | ① 飲料水を保管する場合は、取扱責任者を明確にする。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ② 飲料水を保管する場合は、消毒液とは別の場所にする。   | <input type="checkbox"/> |
| (ウ) | ① 生徒等が準備する飲料水は、消費期限など食品表示を参考に購入・保管することなどについて、保健体育等の関連教科において指導する。                              | <input type="checkbox"/> |
| (エ) | /   |                          |
| (オ) | ① 新たな消毒液を購入した場合は、消毒液取扱責任者が当該消毒液の取扱いなどについて、教職員に対し周知する。   | <input type="checkbox"/> |

### (3) 学校における部活動の場面

部活動では、活動中の様々な場面において消毒液や飲料水を取り扱うことが考えられることから、生徒等に周知する機会を設け、次のことを参考に各部活動の実情に応じて共通理解を深められるよう努めてください。

#### **(ア) 消毒液の取扱いについて**

医薬品と同等の効能効果を期待する消毒液は、元の容器から別の容器に移し替えることが不適切であることや、やむを得ず別の容器に移し替える場合の保管方法などについて、顧問教師から生徒等へ指導し共通理解を図る。

⇒P 9 学校における部活動の場面チェックリスト (ア) ①～⑤ 参照

#### **(イ) 飲料水の取扱いについて**

飲料水を購入し保管する場合には、消毒液とは別の場所にするなど安全・衛生の意識を高く持つ。

⇒P 9 学校における部活動の場面チェックリスト (イ) ①② 参照

#### **(ウ) 部活動中の給水について**

部活動における給水について、生徒等の責任において飲料水を準備する場合は、購入・保管など安全性の確保について、折に触れて指導する。

また、部単位で準備する飲料水の購入・保管など安全性の確保については、顧問教師が責任を持って行う。

⇒P 9 学校における部活動の場面チェックリスト (ウ) ①② 参照

#### **(エ) 競技役員について**

該当項目なし

#### **(オ) 業務改善の推進について**

新たな消毒液を購入した場合は、消毒液取扱責任者が当該消毒液の取扱いなどについて、生徒等に対し周知する。

⇒P 9 学校における部活動の場面チェックリスト (オ) ① 参照

### 学校における部活動の場面チェックリスト

| NO  | 留意事項  | チェック                     |
|-----|---|--------------------------|
| (ア) | ① 顧問教師等は、生徒等に対し消毒液の取扱いに関する取組を実施する。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ② 一目で消毒液であると分かるよう、容器の表記が工夫されている。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ③ 消毒液の保管場所は、飲料水とは別の場所にする。   | <input type="checkbox"/> |
|     | ④ 消毒液の保管場所が、整理整頓されている。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ⑤ 消毒液は、医療用医薬品など様々な分類があることを踏まえ、当該消毒液の取扱説明書等を確認する。（やむを得ず分注する場合は、消毒液の名称やロット番号、製造番号等の情報を容器に明記する。） | <input type="checkbox"/> |
| (イ) | ① 飲料水を保管する場合は、取扱責任者を明確にする。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ② 飲料水を保管する場合は、消毒液とは別の場所にする。   | <input type="checkbox"/> |
| (ウ) | ① 生徒等が準備する飲料水の購入・保管など安全性を確保しながら給水する。  | <input type="checkbox"/> |
|     | ② ペットボトルのミネラルウォーター等を飲料水として使用する際は、消費期限や新品のペットボトルであるかなどを確認する。                                   | <input type="checkbox"/> |
| (エ) | <del> </del>  |                          |
| (オ) | ① 新たな消毒液を使用する場合は、顧問教師が当該消毒液の取扱いなどについて、生徒等に対し周知する。   | <input type="checkbox"/> |

**〈参考資料〉**（令和4年8月31日ホームページ確認）

○消毒用アルコールの安全な取扱いについて（消防庁）

○新型コロナ関連消費者の方々へのメッセージ（消費者庁）

# 消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、一般に消毒用アルコールの物性として、次の特徴があります。

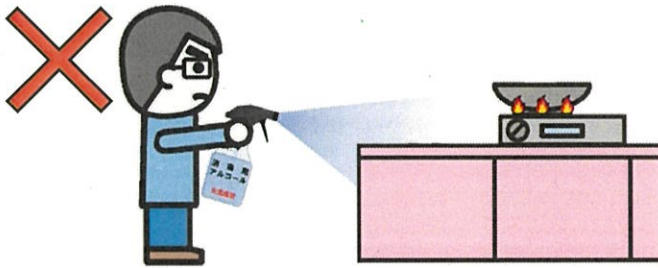
## アルコールの火災予防上の特徴

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

このため、ご家庭や事業所などにおいて、消毒用アルコールを使用する場合、下記に示す火災予防上の一般的な注意事項に十分注意の上、安全に取り扱ってください。

## ⚠ 火災予防上の一般的な注意事項 ⚠

- ☆ 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



- ☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



- ☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことは避けましょう。



# 消毒・除菌

## 効果をうたう商品との 上手な付き合い方

### 1 新型コロナウイルス消毒・除菌対策

手指にはこまめな手洗い、テーブルなどの物には塩素系漂白剤や一部の家庭用洗剤等が有効です。



消毒や除菌効果を  
うたう商品の  
正しい選び方

### 2 消毒・除菌商品の購入や使用上の注意点

#### ① 手指の消毒剤を購入する際の注意

- 医薬品・医薬部外品（指定医薬部外品等を含む）
  - アルコール濃度60%以上（体積%）
- ）を選びましょう。

※ **火気厳禁**と表示があるものは濃度60%以上（重量%）です。  
また、火気厳禁と表示されていない商品でも、体積%に換算すると濃度60%以上となる商品もありますので、商品購入の際は、有効成分や濃度を確認するようにしましょう。

#### ② 安全に使用するための注意点

注意  
1

#### アルコール

濃度60%以上（重量%）のアルコールを含む消毒や除菌効果をうたう商品は、**火気厳禁**。キッチンなど火の気のある場所では使用しないでください。



注意  
2

#### 空間噴霧

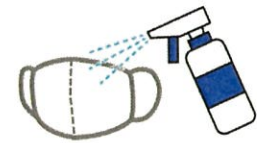
国際的な知見に基づき、厚生労働省では、薬機法上の「消毒剤」について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧をおすすめしていません。薬機法上の「消毒剤」としての承認が無く、「除菌」のみをうたっているものであっても、眼や皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあるものについては、ここに含まれます。健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、御判断ください。

※詳しくは、下記特設ページをご覧ください。

注意  
3

#### マスク噴霧

消毒や除菌効果をうたう商品をマスクに噴霧し、**薬剤を吸引してしまうような状態でマスクを使用することは、おすすめしていません。**



### 3 細菌やカビが増えやすい季節の対策

新型コロナウイルスには有効でなくても、衛生対策や消臭に効果を発揮する商品もあるので、目的に合ったものを上手に利用しましょう。

